

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	求職者支援制度に必要な経費	担当部局庁	・職業安定局派遣・有期労働対策部 ・職業能力開発局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	・企画課求職者支援室 ・能力開発課		・求職者支援室長 佐々木菜々子 ・能力開発課長 志村幸久		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	政策・施策名	IV-5-1 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第5条、第7条等	関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う。(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)また、実践コースについては、就職実績に応じ、1人当たり月額1~2万円を付加して支給を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算		66,453	120,255	62,519	59,067
		補正予算					
		繰越し等					
		計		66,453	120,255	62,519	59,067
	執行額			9,726	53,220		
執行率(%)			15	44			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(24年度)
	基礎コースの訓練終了者の訓練修了後3か月時点の就職率 60%	成果実績	%		73.5	支援実施中	60.0
		達成度	%		123		-
	実践コースの訓練終了者の訓練修了後3か月時点の就職率 70%	成果実績	%		75.3	支援実施中	70.0
		達成度	%		108		-
	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
活動指標及び活動実績(アウトプット)	訓練受講者数	活動実績(当初見込み)	人		40,398 (126,000)	93,803 (192,000)	- (126,000)
	職業訓練受講給付金初回受給者数	活動実績(当初見込み)	人		19,163 (100,800)	56,145 (163,200)	- (81,900)
単位当たりコスト	216,665円(円/人)	算出根拠	認定職業訓練実施奨励金に係る経費20,324百万円/訓練受講者数93,803人				
	498,002円(円/人)		職業訓練受講給付金に係る経費27,960百万円/初回受給者数56,145人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	認定職業訓練実施奨励金	23,700	22,608	事業実績等を踏まえ、訓練の対象人員を見直したこと等による減			
	職業訓練受講給付金	28,649	27,716				
	求職者訓練受講支援補助金	198	93				
	事務費	4,869	3,262				
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構認定特定求職者職業訓練勘定運営費交付金	5,103	5,388				
計	62,519	59,067					

事業所管部局による点検			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の 必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	求職者支援制度は、雇用保険の受給終了者や受給資格を満たさずに離職する者、雇用保険の適用がなかった者等雇用保険を受給できない求職者を対象として、これらの求職者の早期就職を支援する新たなセーフティネットとして創設された制度であり、支援の対象となる雇用保険を受給できない求職者には、増加を続ける非正規労働者や長期失業者が相当程度存在することから国民のニーズは高く、国の雇用対策として優先度も高い事業である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	求職者支援制度は、雇用保険の受給終了者や受給資格を満たさずに離職する者、雇用保険の適用がなかった者等雇用保険を受給できない求職者を対象として、これらの求職者の早期就職を支援する新たなセーフティネットとして創設された制度であり、国が責任を持って実施する必要がある。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	求職者支援制度は、雇用保険の受給終了者や受給資格を満たさずに離職する者、雇用保険の適用がなかった者等雇用保険を受給できない求職者を対象として、これらの求職者の早期就職を支援する新たなセーフティネットとして創設された制度であり、特定求職者の就職促進という政策目的のため、就職に資する無料の職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、その他の就職支援措置を講ずることは有効な手段であり、国の雇用対策として優先度の高い事業である。
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	求職者支援訓練の実施を希望する訓練機関(=実施事業者(民間))は、国が定める「求職者支援訓練の認定基準」に適合している必要があり、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請し、選定していることから妥当である。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	認定職業訓練実施奨励金・職業訓練受講給付金の支給に当たり、支給要件を設けて適切に支給している。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	認定職業訓練実施奨励金・職業訓練受講給付金の支給に当たり、支給要件を設けて適切に支給している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金については、支給要件を満たした場合に支給することから、費目・使途が事業目的に真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	新規求職者数が減少傾向にあるなど、雇用失業情勢が緩やかに持ち直しつつあること等により、訓練の受講者数が予算上の対象人員を下回ったため、予算の不用率が大きくなっている。
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	×	活動実績については、新規求職者数が減少傾向にあるなど、雇用失業情勢が緩やかに持ち直しつつあること等により、訓練の受講者数が予算上の対象人員を下回った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名
点検 結果	平成24年度については、新規求職者数が減少傾向にあるなど、雇用失業情勢が緩やかに持ち直しつつあることなどにより、訓練の受講者数が予算上の対象人員を下回り、予算の不用率が大きくなっている。 なお、平成25年度予算については、平成24年度の事業実績等を踏まえ、訓練の対象人員等の見直しを行っている。		

外部有識者の所見

執行率を勘案し予算額への反映が必要(長崎・井出)

行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容の改善

求職者支援制度に必要な経費は、執行状況を予算要求に反映させること。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

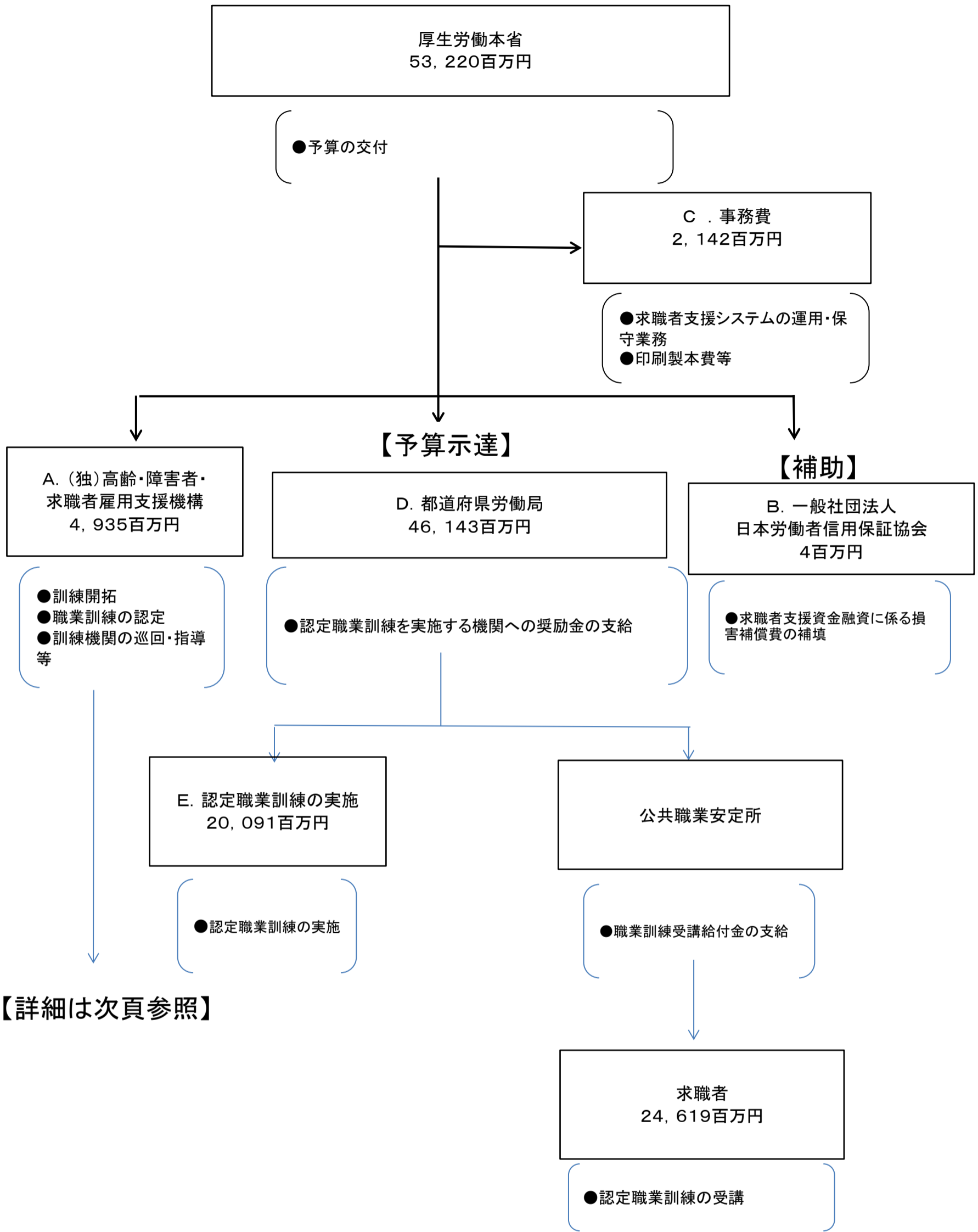
事業実績等を踏まえ、訓練の対象人員の見直し等を行った。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

	平成22年		平成23年	30	平成24年	876
--	-------	--	-------	----	-------	-----

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位:百万円)

【詳細は次頁参照】

A.独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
3,783百万円

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構第14条の規定に基づく高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定業務等



F.認定特定求職者職業訓練勘定
3,783百万円

求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導



G.グリーンビル管理(株) 外
1,331百万円

事務所賃借料等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構			E.認定職業訓練の実施機関		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	2,361	奨励金	認定職業訓練実施奨励金	930
一般管理費	本部運営費(本部の賃借料(保守・光熱水量を含む)など)	90			
業務費	求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導	1,331			
計		3,783	計		3,783
B.一般社団法人日本労働者信用保証協会			F.認定特定求職者職業訓練勘定		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	求職者支援資金融資に係る損害補償費の補填	4	人件費	人件費	2,361
			一般管理費	本部運営費(本部の賃借料(保守・光熱水量を含む)など)	90
			業務費	求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導	1,331
計		4	計		3,782
C.(株)エヌ・ティ・ティ・データ			G.グリーンビル管理(株)外		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
開発費	求職者支援システムの追加開発	1,143	建物借料	事務所(名古屋事務所)賃借料	38
賃貸借費	求職者支援システムサーバー等機器賃貸借	134			
計		1,277	計		38
D.大阪労働局					
費目	使途	金額 (百万円)			
奨励金	認定職業訓練実施奨励金の支給	2,983			
給付金	職業訓練受講給付金の支給	3,468			
事務費	奨励金、給付金の支給等に係る申請相談員経費等	133			
計		6,584	計		0

支出先上位10者リスト

A・F (独)高齢・障害者・求職者雇用支援機構・認定特定求職者職業訓練勘定

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第14条の規定に基づく高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定業務等	3,783		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 一般社団法人日本労働者信用保証協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人日本労働者信用保証協会	求職者支援資金融資に係る損害補償費の補填	4		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. 厚生労働省

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	求職者支援システムの追加開発	1143	随意契約	
2	富士通(株)	求職者支援システムサーバー等機器導入及び賃貸借	443	随意契約	
3	富士通(株)	求職者支援システムの運用	259	随意契約	
4	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	求職者支援システムサーバー等機器賃貸借	134	随意契約	
5	富士通(株)	求職者支援システムの保守	112	随意契約	
6	(株)三菱総合研究所	求職者支援システムの工程管理(システム開発支援等)	38	随意契約	
7	(有)正陽印刷	求職者支援制度リーフレットの印刷	2	随意契約	
8	永和印刷(株)	求職者支援制度関係帳票等の印刷(第1四半期分)	1.8	随意契約	
9	(株)太陽美術	求職者支援制度関係帳票の印刷(第2四半期分)	1.2	5	75.6
10	大和総合印刷(株)	求職者支援制度関係帳票の印刷(第3四半期分)	0.9	5	55.2

D. 都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	6,584		
2	東京労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	5,091		
3	福岡労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	3,831		
4	北海道労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	3,446		
5	兵庫労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	2,375		
6	神奈川労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	2,058		
7	沖縄労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	1,918		
8	千葉労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	1,624		
9	埼玉労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	1,479		
10	愛知労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給等	1,348		

E. 認定職業訓練の実施機関

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	訓練機関A社	認定職業訓練実施奨励金	930		
2	訓練機関B社	認定職業訓練実施奨励金	710		
3	訓練機関C社	認定職業訓練実施奨励金	683		
4	訓練機関D社	認定職業訓練実施奨励金	666		
5	訓練機関E社	認定職業訓練実施奨励金	557		
6	訓練機関F社	認定職業訓練実施奨励金	226		
7	訓練機関G社	認定職業訓練実施奨励金	250		
8	訓練機関H社	認定職業訓練実施奨励金	189		
9	訓練機関I社	認定職業訓練実施奨励金	172		
10	訓練機関J社	認定職業訓練実施奨励金	153		

G. グリーンビル管理(株) 外

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	グリーンビル管理(株)	事務所(名古屋事務所)賃借料	38	随意契約	
2	九州勧業(株)	事務所(福岡事務所)賃借料	20	随意契約	
3	住友生命保険相互会社	事務所(岐阜事務所)賃借料	9	随意契約	
4	明治安田生命保険相互会社	事務所(岐阜事務所)賃借料	8	随意契約	
5	住友生命保険相互会社	事務所(水戸事務所)賃借料	6	随意契約	
6	大星ビル管理(株)	事務所(盛岡事務所)賃借料	6	随意契約	
7	富士電機ITソリューション(株)	事務用機器(パソコン)の購入	4	4	65.5%
8	(株)ホクトエンジニアリング	総合管理業務(東京事務所)委託料	2	随意契約	
9	イーレックス(株)	維持管理費(東京事務所)電気料	2	随意契約	
10	大成(株)	事務所(名古屋事務所)の清掃業務	2	随意契約	

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	求職者支援制度に必要な経費（復興関連事業）	担当部局庁	・職業安定局派遣・有期労働対策部 ・職業能力開発局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度	担当課室	・企画課求職者支援室 ・能力開発課	・求職者支援室長 佐々木菜々子 ・能力開発課長 志村幸久			
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	政策・施策名	IV-5-1 求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第5条、第7条等	関係する計画、通知等	-				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	被災3県(岩手、宮城、福島)の特定求職者(雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者)に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする(平成23年度は、被災3県を中心として全国の震災の影響による離職者等を対象に事業を実施)。						
事業概要(5行程度以内。別添可)	・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域差等により不足するところがあることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する者については、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う。(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)また、実践コースについては、就職実績に応じ、1人当たり月額1~2万円を付加して支給を行う。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額(単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算			27,670	5,505	0
		補正予算		12,001			
		繰越し等					
		計		12,001	27,670	5,505	0
		執行額		1,262	1,930		
	執行率(%)		11	7			
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値(24年度)
	基礎コースの訓練終了者の訓練修了後3か月時点の就職率 60%	成果実績	%		73.3	支援実施中	60.0
		達成度	%		122		-
	実践コースの訓練終了者の訓練修了後3か月時点の就職率 70%	成果実績	%		74.8	支援実施中	70.0
		達成度	%		107		-
	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
活動指標及び活動実績(アウトプット)	訓練受講者数	活動実績(当初見込み)	人		10,360 (24,000)	4,752 (48,000)	- (13,200)
	職業訓練受講給付金初回受給者数	活動実績(当初見込み)	人		4,266 (19,200)	2,294 (40,800)	- (19,200)
単位当たりコスト	208,763円(円/人)	算出根拠	認定職業訓練実施奨励金に係る経費992百万円/訓練受講者数4,752人				
	409,134円(円/人)		職業訓練受講給付金に係る経費939百万円/初回受給者数2,294人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	認定職業訓練実施奨励金	2,483	0	震災から一定程度の期間が経過し、被災3県の雇用失業情勢が改善傾向にあること等を踏まえ、被災3県における本事業の実施については、一般対策において対応することとし、復興関連予算は要求しないこととした。			
	職業訓練受講給付金	3,001	0				
	求職者訓練受講支援補助金	21	0				
計	5,505	0					

事業所管部局による点検			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	求職者支援制度は、雇用保険の受給修了者や受給資格を満たさずに離職する者、雇用保険の適用がなかった者等雇用保険を受給できない求職者を対象として、これらの求職者の早期就職を支援する新たなセーフティネットとして創設された制度であり、支援の対象者となる雇用保険を受給できない求職者には、増加を続ける非正規労働者や長期失業者が相当程度存在することから国民のニーズは高く、国が責任をもって実施する必要があり、国費の投入が必要である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	求職者支援制度は、雇用保険の受給終了者や受給資格を満たさずに離職する者、雇用保険の適用がなかった者等雇用保険を受給できない求職者を対象として、これらの求職者の早期就職を支援する新たなセーフティネットとして創設された制度であり、国が責任を持って実施する必要がある。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	求職者支援制度は、雇用保険の受給修了者や受給資格を満たさずに離職する者、雇用保険の適用がなかった者等雇用保険を受給できない求職者を対象として、これらの求職者の早期就職を支援する新たなセーフティネットとして創設された制度であり、特定求職者の就職促進という政策目的のため、就職に資する無料の職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、その他の就職支援措置を講ずることは有効な手段であり、国の雇用対策として優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	求職者支援訓練の実施を希望する訓練機関(=実施事業者(民間))は、国が定める「求職者支援訓練の認定基準」に適合している必要があり、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構に申請し、選定していることから妥当である。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	認定職業訓練実施奨励金・職業訓練受講給付金の支給に当たり、支給要件を設けて適切に支給している。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	認定職業訓練実施奨励金・職業訓練受講給付金の支給に当たり、支給要件を設けて適切に支給している。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金については、支給要件を満たした場合に支給することから、費目・使途が事業目的に真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	平成24年度は、復興予算の使途の厳格化の方針を踏まえ、実施地域を被災3県に限定して実施したことにより、訓練の受講者数が予算上の対象人員を大きく下回ったことから、不用率が大きくなっている。
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	×	平成24年度は、復興予算の使途の厳格化の方針を踏まえ、実施地域を被災3県に限定して実施したことにより、訓練の受講者数が予算上の対象人員を大きく下回った。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名
点検結果	平成24年度は、復興予算の使途の厳格化の方針を踏まえ、実施地域を被災3県に限定したことにより、訓練の受講者数が予算上の対象人員を大きく下回ることとなり、予算の不用率が大きくなっている。なお、平成25年度も、事業の対象地域を被災3県に限定し実施しているところである。		

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容
改善の
抜本的

求職者支援制度に必要な経費(復興関連事業)は、震災から一定程度の期間が経過し被災地の雇用情勢等も改善しつつあることも踏まえ、事業の必要性を再精査した上で、復興関連事業については廃止することも踏まえ予算要求を行うこと。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

震災から一定程度の期間が経過し、被災3県の雇用失業情勢が改善傾向にあること等を踏まえ、被災3県における本事業の実施については、一般対策において対応することとし、復興関連予算は要求しないこととした。

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

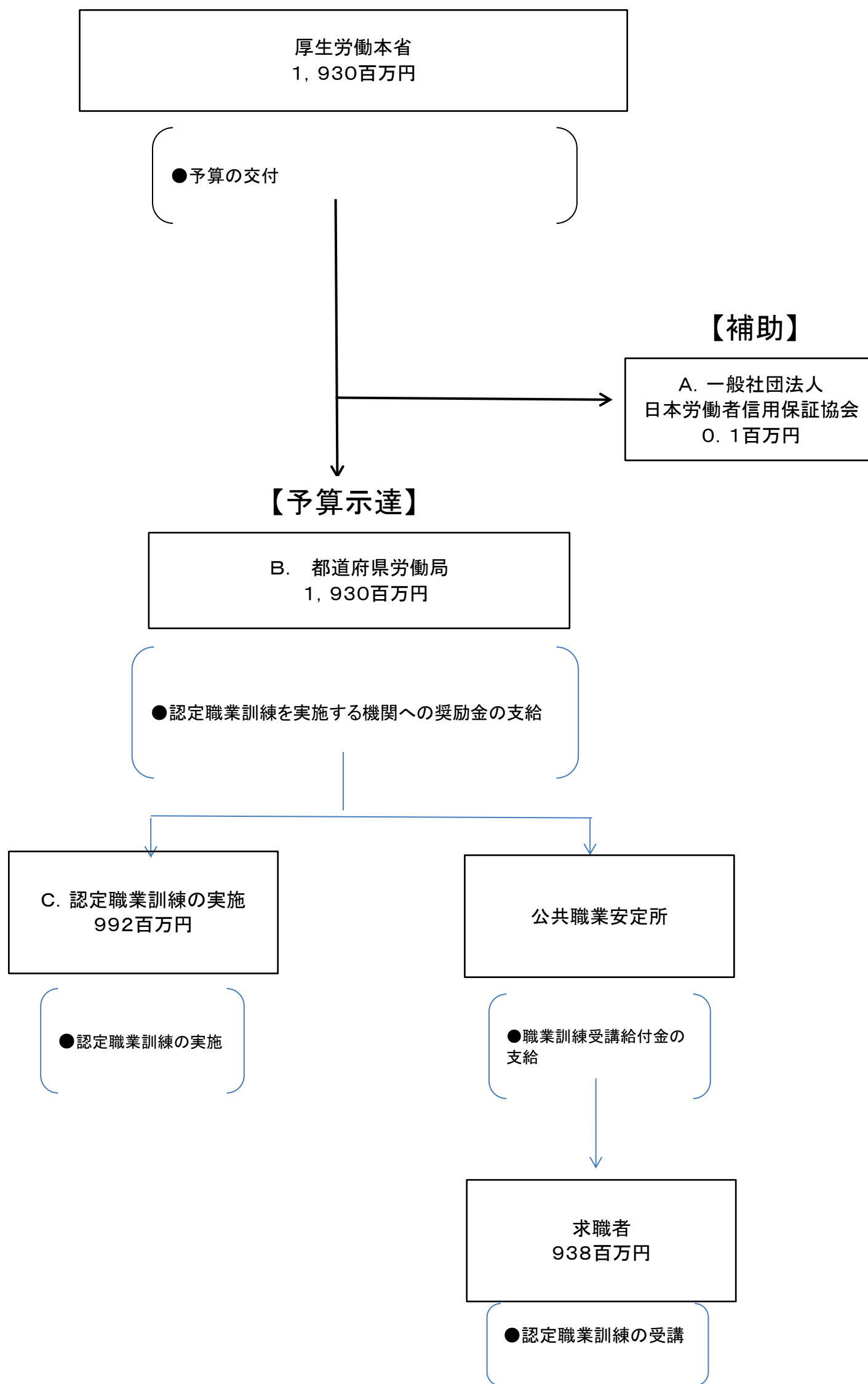
平成22年

平成23年

平成24年

1011

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.一般社団法人日本労働者信用保証協会			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	求職者支援資金融資に係る損害補償費の補填	0.1			
計		0	計		0
B. 宮城労働局			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
奨励金	認定職業訓練実施奨励金の支給	377			
給付金	職業訓練受講給付金の支給	395			
計		772	計		0
C. 認定職業訓練の実施機関			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
奨励金	認定職業訓練の実施	67			
計		67	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 一般社団法人日本労働者信用保証協会

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人日本労働者信用保証協会	求職者支援資金融資に係る損害補償費の補填	0.1		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B. 都道府県労働局

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	宮城労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給	772		
2	福島労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給	639		
3	岩手労働局	認定職業訓練実施奨励金、職業訓練受講給付金の支給	519		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

C. 認定職業訓練の実施機関

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	訓練機関A社	認定職業訓練実施奨励金	67		
2	訓練機関B社	認定職業訓練実施奨励金	53		
3	訓練機関C社	認定職業訓練実施奨励金	41		
4	訓練機関D社	認定職業訓練実施奨励金	34		
5	訓練機関E社	認定職業訓練実施奨励金	27		
6	訓練機関F社	認定職業訓練実施奨励金	26		
7	訓練機関G社	認定職業訓練実施奨励金	26		
8	訓練機関H社	認定職業訓練実施奨励金	24		
9	訓練機関I社	認定職業訓練実施奨励金	23		
10	訓練機関J社	認定職業訓練実施奨励金	22		